中日本高速道路株式会社

施設工事調査等共通仕様書の訂正について

平成30年7月に制定した施設工事調査等共通仕様書について別添のとおり訂正いたします。

1-7 管理技術者

1-7-1 管理技術者の資格要件

契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき設置する管理技術者は、受注者に所属し、次表に示す要件に該当する者で日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。

業	務	要件
建築工事設計		一級建築士
道路附属施設等概略設計		機械設備設計、電気設備設計若しくは通信設備設計の要件に該当する 者とする。
機械・電気・通信	機械設備設計	下記のいずれかに該当する者とする ①技術士 [機械部門 (「流体工学」、「交通・物流機械及び建設機械」 若しくは「加工・ファクトリーオートメーション及び産業機 械」)、上下水道部門 (「上水道及び工業用水道」)、若しくは衛生工学部門 (「廃棄物管理」若しくは「空気調和」)〕の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者にあっては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者 ②技術士[総合技術監理部門 (上記①の部門に該当する選択科目)]の資格保有者 ③RCCM [「上水道及び工業用水道部門」、「下水道部門」、「トンネル部門」若しくは「機械部門」」の資格保有者
工事設計	電気設備設計	下記のいずれかに該当する者とする ①技術士 [電気電子部門(「発送配変電」、「電気応用」若しくは「電気設備」)の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者 ②技術士[総合技術監理部門(上記①の部門に該当する選択科目)]の資格保有者 ③RCCM [「電力土木部門」若しくは「電気電子部門」〕の資格保有者

1-7 管理技術者

1-7-1 管理技術者の資格要件

契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき設置する管理技術者は、受注者に所属し、次表に示す要件に該当する者で日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。

業	務	要件
	建築工事設計	一級建築士
道路	附属施設等概略設計	機械設備設計、電気設備設計若しくは通信設備設計の要件に該当する 者とする。
機械・電気・通信	機械設備設計	下記のいずれかに該当する者とする ①技術士 [機械部門(「流体工学」、「交通・物流機械及び建設機械」 若しくは「加工・ファクトリーオートメーション及び産業機 械」)、上下水道部門(「上水道及び工業用水道」)、若しくは衛生工 学部門(「廃棄物管理」若しくは「空気調和」)〕の資格保有者又は これと同等の能力と経験を有する技術者 <u>ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に</u> 4年以上従事している者 ②技術士[総合技術監理部門(上記①の部門に該当する選択科目)] の資格保有者 ③RCCM[「上水道及び工業用水道部門」、「下水道部門」、「トンネル部門」若しくは「機械部門」」の資格保有者
工事設計	電気設備設計	下記のいずれかに該当する者とする ①技術士 [電気電子部門(「発送配変電」、「電気応用」若しくは「電気設備」)の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 <u>ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者</u> ②技術士[総合技術監理部門(上記①の部門に該当する選択科目)]の資格保有者 ③RCCM[「電力土木部門」若しくは「電気電子部門」)の資格保有者

1-5

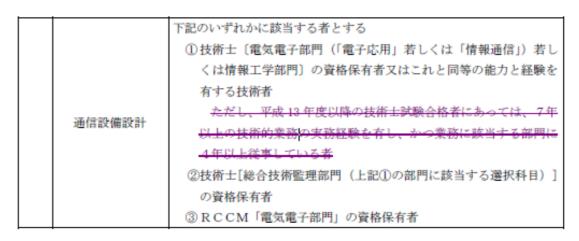
1-5

	【誤】
通信設備設計	下記のいずれかに該当する者とする ① 技術士 [電気電子部門 (「電子応用」若しくは「情報通信」) 若しくは情報工学部門〕の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者にあっては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者 ②技術士[総合技術監理部門 (上記①の部門に該当する選択科目)]の資格保有者 ③ R C C M 「電気電子部門」の資格保有者

1-7-2 管理技術者の資格に関する補足

本章 1-7-1 の記述中「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、以下の条件の何れかを 満足するものとする。

- ①学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学又は高等専門学校を卒業した後、当該調査等分野に係る業務に関し20年以上の実務経験を有する者。
- ②学校教育法による高等学校を卒業した後、当該調査等分野に係る業務に関し 30 年以上の 実務経験を有する者。
- ③外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放 的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る。)にあって、あらかじめ技術 士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者。



【正】

1-7-2 管理技術者の資格に関する補足

本章 1-7-1 の記述中「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、以下の条件の何れかを 満足するものとする。

- ①学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学又は高等専門学校を卒業した後、当該調査等分野に係る業務に関し20年以上の実務経験を有する者。
- ②学校教育法による高等学校を卒業した後、当該調査等分野に係る業務に関し 30 年以上の 実務経験を有する者。
- ③外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放 的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る。)にあって、あらかじめ技術 士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者。

1-9 照査技術者及び照査の実施

1-9-1 照査技術者の設置

契約書第11条第1項に規定する「設計図書に定める場合」とは、次に掲げるものをいう。 なお、照査技術者は受注者に所属する者とする。

【誤】

- (1) 本仕様書第2章「道路附属施設等概略設計」を適用するもの。
- (2) 本仕様書第4章「機械・電気・通信工事設計」を適用するもの。
- (3) その他特記仕様書に定めるもの。

1-9-2 照査技術者の資格

照査技術者は、次表に示す要件に該当する者又はその者と同等の能力と経験を有する技術者で なければならない。

3	業務	要件		
道路附属施設等概略設計		機械設備設計、電気設備設計若しくは通信設備設計の要件に該当		
		する者とする。		
		下記のいずれかに該当する者とする		
		①技術士〔機械部門(「流体工学」、「交通・物流機械及び建設機		
		械」若しくは「加工・ファクトリーオートメーション及び産業機		
		械」)、上下水道部門(「上水道及び工業用水道」)、若しくは衛生		
		工学部門 (「廃棄物管理」若しくは「空気調和」)〕の資格保有者		
		又はこれと同等の能力と経験を有する技術者		
機	機械設備設計	ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者にあっては、7		
		年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門		
		に4年以上従事している者		
械		②技術士[総合技術監理部門 (上記①の部門に該当する選択科目)]		
電		の資格保有者		
気・		③RCCM〔「上水道及び工業用水道部門」、「下水道部門」、「トン		
通信		ネル部門」若しくは「機械部門」〕の資格保有者		
工事	電気設備設計	下記のいずれかに該当する者とする		
設計		①技術士〔電気電子部門(「発送配変電」、「電気応用」若しくは		
PI		「電気設備」) の資格保有者を又はこれと同等の能力と経験を		
		有する技術者		
		ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者にあっては、		
		7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当す		
		る部門に4年以上従事している者		
		②技術士[総合技術監理部門(上記①の部門に該当する選択科		
		目)]の資格保有者		
		③ RCCM [「電力土木部門」若しくは「電気電子部門」〕の資		
		格保有者		

1-9 照査技術者及び照査の実施

1-9-1 照査技術者の設置

契約書第11条第1項に規定する「設計図書に定める場合」とは、次に掲げるものをいう。 なお、照査技術者は受注者に所属する者とする。

【正】

- (1) 本仕様書第2章「道路附属施設等概略設計」を適用するもの。
- (2) 本仕様書第4章「機械・電気・通信工事設計」を適用するもの。
- (3) その他特記仕様書に定めるもの。

1-9-2 照査技術者の資格

照査技術者は、次表に示す要件に該当する者又はその者と同等の能力と経験を有する技術者で なければならない。

当	※ 務	要件
道路附属施設等概略設計		機械設備設計、電気設備設計若しくは通信設備設計の要件に該当
		する者とする。
		下記のいずれかに該当する者とする
		①技術士〔機械部門(「流体工学」、「交通・物流機械及び建設機
		械」若しくは「加工・ファクトリーオートメーション及び産業機
		械」)、上下水道部門 (「上水道及び工業用水道」)、若しくは衛生
		工学部門(「廃棄物管理」若しくは「空気調和」)〕の資格保有者
		又はこれと同等の能力と経験を有する技術者
	機械設備設計	ただし、平成 18 年度以降の技術士試験合格者にあっては、 7
		年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門
機		に4年以上従事している者
械		②技術士[総合技術監理部門 (上記①の部門に該当する選択科目)]
電気		の資格保有者
•		③RCCM[「上水道及び工業用水道部門」、「下水道部門」、「トン
通信		ネル部門」若しくは「機械部門」〕の資格保有者
事		下記のいずれかに該当する者とする
設計		①技術士 [電気電子部門 (「発送配変電」、「電気応用」 若しくは
PI		「電気設備」)の資格保有者を又はこれと同等の能力と経験を
		有する技術者
		ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者にあっては、
	電気設備設計	7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当す
		る部門に4年以上従事している者
		②技術士[総合技術監理部門(上記①の部門に該当する選択科
		目)]の資格保有者
		③ RCCM [「電力土木部門」若しくは「電気電子部門」〕の資
		格保有者

1-7

1-7

	施設工事調査等共通位	土様書 正誤表	別添
	誤	(正)	備考
通信設備設計	下記のいずれかに該当する者とする ①技術士 [電気電子部門 (「電子応用」若しくは「情報通信」) 若しくは情報工学部門〕の資格保有者又はこれと同等の能力と 経験を有する技術者 ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者にあっては、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者 ②技術士[総合技術監理部門 (上記①の部門に該当する選択科目)]の資格保有者 ③ RCCM「電気電子部門」の資格保有者	下記のいずれかに該当する者とする ①技術士 [電気電子部門 (「電子応用」若しくは「情報通信」) 若しくは情報工学部門」の資格保有者又はこれと同等の能力と 経験を有する技術者 ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者にあっては、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部 門に 4 年以上従事している者 ②技術士 [総合技術監理部門 (上記①の部門に該当する選択科 目)]の資格保有者 ③ R C C M 「電気電子部門」の資格保有者	
足するものとする。 ①学校教育法(昭和22年 分野に係る業務に関し ②学校教育法による高等 経験を有する者。 ③外国資格を有する技術 であると認められる目	名に関する補足と同等の能力と経験を有する技術者」とは、以下の条件の何れかを満法律第26号)による大学又は高等専門学校を卒業した後、当該調査等。20年以上の実務経験を有する者。 等学校を卒業した後、当該調査等分野に係る業務に関し30年以上の実務 新者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的 国等の企業に所属する技術者に限る。)にあって、あらかじめ技術士相 の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者。	1-9-3 願査技術者の資格に関する補足 本章1-9-2の記述中「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、以下の条件の何れかを満足するものとする。 ①学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学又は高等専門学校を卒業した後、当該調査等分野に係る業務に関し20年以上の実務経験を有する者。 ②学校教育法による高等学校を卒業した後、当該調査等分野に係る業務に関し30年以上の実務経験を有する者。 ③外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調造協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る。)にあって、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者。	